

JETRO

特許庁委託事業

模倣対策マニュアル

ブラジル編

2011年3月



第2節 意匠特許

2.1 意匠特許制度の概要及び定義

ブラジル産業財産法第95条は、特許を受けることのできる意匠特許として物品の装飾的造形体又は製品に利用することができる線及び色彩の装飾的配置であって、その外形に新規かつ独創的な成果をもたらし、工業製造において使用できるものを定めている。

したがって、新規性及び独創性の要件を満たすことを条件として、工業的に再現できるか、又は少なくとも大量生産のための意匠として使用できる発明が法律に基づき特許を受けることができる。

意匠特許の登録は、発明に対する権利の所有者が個人であるか企業であるかにかかわらず、INPIを通じてブラジルが法律に従い一時的な所有権証書を創作者に交付することによりなされる。

(http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/pasta_oquee)

これにより、当該個人又は企業は、意匠登録の存続期間を通じて、事前に許可を得ていない第三者が、保護を受ける特許に関連して、特許製品を生産し、実用化し、使用し及び販売するなどの行為並びにその他の行為をすることを阻止することができる(http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/pasta_oquee) (第42条、及び第109条単独項)。

2.2. 登録可能性と要件

前述したとおり、産業財産法(第95条)は、登録を受けることのできる意匠特許として物品の装飾的造形体又は製品に利用することができる線及び色彩の装飾的配置であって、その外形に新規かつ独創的な成果をもたらし、工業製造において使用できるものを定めている。

特許登録を取得するためには、意匠は新規性(産業財産法第96条)、独創性(産業財産法第97条)及び工業製造において意匠として使用できること(産業財産法第95条)の要件を満たさなければならない。さらに、登録を受けることができるためには、意匠の対象物は純粋に芸術的な特徴を有するもの(産業財産法第98条)、又は道徳観及び善良の風俗に反するもの、個人の名誉又は評判を害するもの、良心、信条、信仰の自由を損なうもの、尊重及び称賛されるべき思想又は感情を損なうもの(産業財産法第100条I)であってはならない。また当該意匠は、対象物が通常有する形状体又は技術的又は機能的配慮に基づいて本質的に決定される形状であってはならない(産業財産法第100条II)。

2.2.1. 独創性

特許付与の目的において、先行する対象物とは異なる視覚的表示が意匠からもたらされる場合は、その意匠特許は独創的であるとみなされ(産業財産法第97条)、かかる独創的な視覚的成果は既に存在する要素の組み合わせから追求することもできる(産業財産法第97条単独項)。他人が取得した意匠特許の変更であっても、以下で詳

述するように、技術水準のレベルではないと見なされる場合は、新規性を有するものとなりうる。ただし、対象物がその他の類似物とその対象物自身を完全に区別する識別性を与えるものではない場合、独創性の欠如を理由として特許を付与することはできない。すなわち、意匠特許が付与できるためには、意匠の視覚的に認識される成果は十分に識別できるものでなければならない（COELHO, Fabio Ulhoa. Curso de Direito Comercial, Vol. 1, São Paulo: Saraiva, 2002, p. 157）。

2.2.2. 新規性及び技術水準

さらに、意匠が新規であるとみなされ、登録されるには、意匠は技術水準に含まれるものであってはならない（産業財産法第 96 条）。すなわち、意匠は、特許出願日前に、ブラジル又は外国において、使用又はその他の手段によって公開されていないものでなければならない（産業財産法第 96 条第 1 項）。

実際、技術水準とは、創作者が見出した解決方法から学ぶ目的で、既に提示されている革新的なものおよび古典的なものについての研究の成果に対する意匠の創作者による観察からもたらされる認識の総体であると解される（COELHO, Fabio Ulhoa. Curso de Direito Comercial, Vol. 1, São Paulo: Saraiva, 2002, p. 157）。

技術水準は、特許出願日又は PCT に基づき主張する優先日前 180 日以内に開示された意匠を含まない。ただし、かかる開示が次の者によりなされたことを条件とする。

(i) 発明者によるもの、(ii) INPI が、発明者から取得した情報に基づき又は INPI の行為の結果として、発明者の同意を得ることなくなされた特許出願の公開したことによるもの、及び (iii) 第三者によるものであって、発明者から直接もしくは間接に取得した情報に基づき又は発明者が行った行為の結果として生じたもの（第 96 条第 3 項、及び第 12 条 I から III）。特許出願日前の 180 日の期間は、「猶予期間（グレースピリオド）」と称されている（規範決定-“AN” 第 161/2002 号第 2.1 条）。特許出願時に、発明者は、出願においてクレームされている意匠が技術水準に含まれていないことを裏付けるために、意匠が開示された形式、場所及び日付を記載することができる（AN # 161/2002、第 2.2 条）。INPI が適切と認める場合、特許出願の審査の段階において、INPI は、開示に関連して、それが確実に行われたこと及びそれが行われた日付、並びに開示が産業財産法第 12 条に従って行われた旨の証拠を 60 日以内に提出するよう求める公式要求を出願人に対してなすことができる。

意匠特許の登録は、意匠の新規性及び独創性の事前審査を行わずに認められる。このため、INPI は、意匠特許の取得に関心を持つ者がまず特許調査を実施することを推奨している。意匠の登録が認められた後で、出願人は、意匠特許の存続期間中は何時でも、当該特許の新規性及び独創性に関する実体審査を請求することができる。ただし、先行性の証明が発見された場合、特許登録は INPI が職権により開始する取消手続の対象となる。（http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/pasta_exame）

なお、意匠特許登録は意匠についての事前の実体審査はなされずにおこなわれる。すなわち、INPI は新規性や創作性は審査せず、単に方式要件のみそれが満たされているか否かをチェックする。

純粋な芸術作品は特許を受けることのできる意匠とはみなされない（産業財産法第 98 条）のであり、よって、特許を受けることができない。ただし、この要件により、芸術的特徴を有する意匠が特許を取得する可能性が排除されるものではない。これは、産業財産法が特許の付与を禁じているのは、純粋に芸術的な作品に対してであるからである（http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/pasta_protecao）。

2.2.3. 優先権の主張

産業財産法第 99 条は、特許出願について適用される優先権主張の規則が意匠特許登録の出願についても適用されることを定めている。したがって、ブラジルと協定を締結している国又は国際条約の締約国である国においてなされた意匠特許出願は優先権の主張を保証され、かかる優先権の主張は、国内出願の効果を生じさせるために、国際条約で定められた期間内に主張されなければならない。このため、かかる期間内に生じた出来事は特許出願を無効にしない又は影響を与えないものとする。

優先権の主張は、特許出願時に行わなければならない、また、当該主張は 60 日以内に、ブラジルにおける出願日前に行われた他の優先権の主張をもって補充することができる（産業財産法第 16 条第 1 項）。

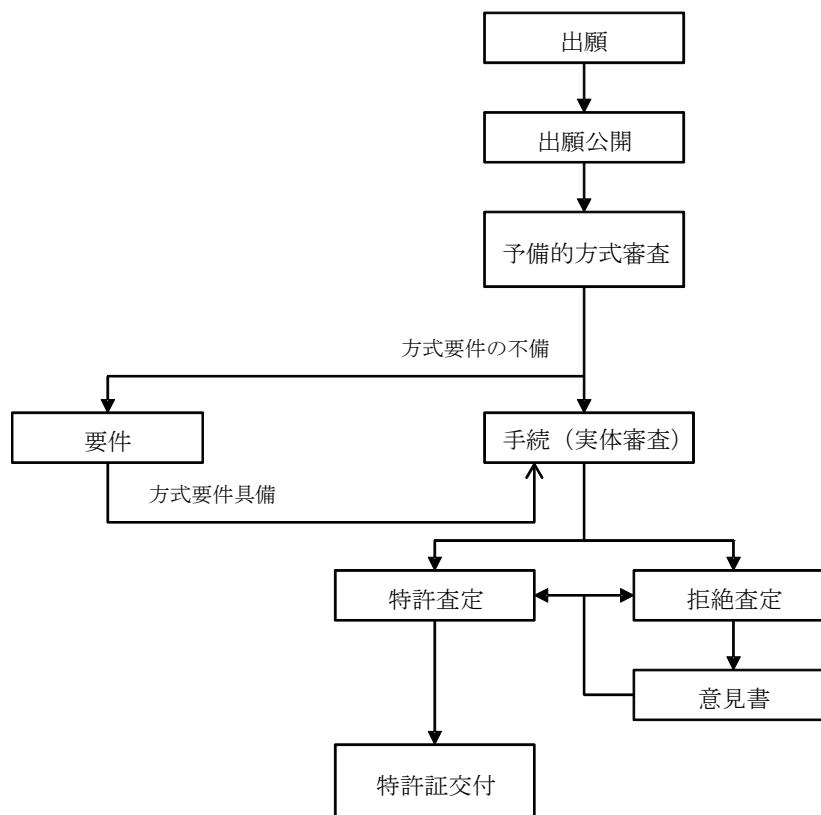
特許出願時に優先権が主張されない場合、優先権は特許出願日から 90 日以内に証明されなければならない（産業財産法第 16 条第 3 項、及び第 99 条）。

優先権の主張は、原出願を裏付ける適切な書類であって、図面、場合によっては、明細書及びクレームを含むものによって証明し、出願証明書（第 16 条第 2 項）又は同等の書類の公認翻訳者の宣誓翻訳文であることまでは要求されない翻訳文又はかかる翻訳文に代わる宣誓供述書（AN 第 161/2002 号、第 3.1 条及び第 3.2 条）を添付する。公認翻訳者の宣誓翻訳文でない翻訳文には、かかる翻訳文が真実を記載していることを証明する宣誓供述書を添付し、かかる宣誓供述書には利害関係者、出願人又は権利者が署名しなければならない（AN 第 161/2002 号、第 9.3 条）。ブラジルにおいて施行されている条約に基づき国際特許出願がなされる場合には、翻訳文は当該出願が国内処理段階に入った日から 60 日以内に提出されなければならない。

ブラジルにおいてなされた特許出願が原出願国の交付した書類に忠実に記載されている場合は、出願人は公認翻訳者の宣誓翻訳文ではない翻訳文に代え、翻訳文にその趣旨の宣誓供述書を提出することで十分である。

優先権が譲渡される場合であって、優先権書類を提出した者がブラジルにおいて特許出願を行った者と同じでないときは、ブラジルにおける特許出願日前の日付の記載された譲渡書類の謄本、譲渡を証明する宣誓供述書、又はその他の同等の書類が提出されなければならない。その場合に、公認翻訳者の宣誓翻訳文は要せず、翻訳文又は 2 言語の併記された書類が提出される以上は、認証/領事認証は必要とされない（AN 第 161/2002 号、第 3.4 条）。主張された優先権を裏付ける証明がなされないときは、当事者が正当な理由により証明できなかったことを証明する場合を除き、優先権の喪失をもたらすものとする（AN 第 161/2002 号、第 3.5 条）。

2.3. 意匠登録の出願及び方式要件



2.3.1. 出願人適格

意匠登録出願は、いかなる個人又は法人も行うことができる。但し、当該出願人がかかる登録を受ける権利を有する場合に限る。

産業財産法第 6 条第 1 項の準用を定めた同法第 94 条補項によれば、出願人は、反証が挙げられない限り、意匠登録出願を行う法的権利を有すると法律上推定される。すなわち、意匠の創作者により特許出願がされたのではない場合、当該登録出願をした者はその創作者から正当に授權された者であると推定される。INPI は、この推定に沿って、当該出願に必要な出願人の法的権限を証明する書類、例えば創作者により付与された権利の譲渡証書などの提出義務を免除している。

(http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/pasta_titularidade/index.html)

出願人の出願権限を疑うべき相当の理由がある場合には、INPI は、譲渡証書、分割証書、雇用契約、役務提供契約など、法的権限を証明する書類の提出を求める命令を発することができる。

(http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/pasta_titularidade/empregado.html)

創作者とは、当該意匠を独自に考案した者又はその考案又は開発に参加した者で、かかる意匠の知的創作を主導した者である。その一方で、意匠の所有者とは、当該意匠の権利者又は所有者をいい、その名義において意匠登録が付与され、かつ当該登録に係る財産的権利を有する者である。

(http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/pasta_titularidade/empregado.html)

2.3.2. 創作者の名称の非開示

登録意匠の創作者は、その名称を開示しないよう請求することができる（産業財産法第 6 条第 4 項）。この請求は、願書において記載しなければならない、また、創作者を表示し特定する書類及び自己の名称の非開示請求を内容とする創作者の宣誓供述書を添付しなければならない（AN # 161/2002, section 1.1）。この場合には、INPI はこれらの書類を確認し、封印された封筒で保管しなければならない（AN # 161/2002, section 1.1.1）。INPI は、創作者の名称の非開示請求に基づき、当該意匠登録出願に関する刊行物及び第三者に提供される出願の写しにおいては、創作者の名称を公表しないものとする（AN # 161/2002, section 1.2）。

創作者がその名称の非開示を請求した場合であっても、法律上の利益を有する第三者は、出願人が正当な出願権限を有していないことにつき立証し又はこれに異議を申し立てる上で必要な範囲を超えて当該名称を開示しないことを誓約したうえで、INPI に対して当該名称の開示を請求することができる（AN # 161/2002, section 1.3）。

2.3.3. 書類

意匠登録の出願には、次に掲げる書類を添付しなければならない。(i) 登録の願書、(ii) 該当する場合には、明細書、(iii) 該当する場合には、クレーム、(iv) 図面又は写真、(v) 発明の利用分野、(vi) 出願手数料の納付証明書（産業財産法第 101 条）。

登録出願と共に提出される書類はすべて、ポルトガル語で作成しなければならない（産業財産法第 101 条補項）。

意匠登録（出願）には正式な様式（附属書 8）を使用の上、3 通を提出しなければならない。また、図面を 4 通（又は最大 6 通まで）提出し、これは受理されたことの証明印が付された後に申請者に返却される。出願書類は、INPI の受付に直接提出するか、または、リオデジャネイロにある INPI の本庁宛に受領証付の書留郵便で提出しなければならない（AN # 161/2002, section 4.3）。

意匠の明細書は、当該意匠が変則的なレイアウトを含む場合に限り INPI に提出しなければならない。

(<http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/passopasso.html>)

なお、2002 年法律 161 号によると、図面か写真が INPI の内部用に 4 部提出されるとしている。そして、これらの図面などの追加の最大 2 部が任意の提出とされ、認証後出願人に返却されるとしている。

(http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/pasta_legislacao/ato_161_02.htm)
1)

しかし、実際には INPI は 6 部の提出をこれまで要求してきていて、3 部が INPI の内部用、1 部は出願時に原本の番号を付して出願人に返却され、1 部が登録手続きの最終番号を付して返却されるので、残りの 1 部が登録証に付されるものである。

2.3.4. 方式審査

意匠登録出願があった場合には、その後、その出願に必要な書類が添付されていることを条件として、予備的方式審査の手続きに移行され、出願番号が付与される。意匠登録の提出日を、当該登録の出願日とみなす（産業財産法第 102 条）。

出願に添付すべき書類に不備があるなど、出願が要件を満たしていない場合であっても、当該出願に出願人、意匠及び創作者に関する十分な情報が記載されている場合には、INPI への出願は認められる。INPI は、（出願人が）補充命令を受領してから 5 日間以内に満たすべき要件を定めるものとする（<http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/passopasso.html>）。要件が満たされなかった場合は、当該出願は提出されなかったものとみなされる（産業財産法第 103 条）。要件が満たされた場合は、当該出願は当初の提出日にされたものとみなされる（産業財産法第 103 条補項）。

2.3.5. 単一の物品

意匠登録出願は、一出願ごとに単一の物品に係るものとしなければならないが、当該物品については、複数の変形が認められるものとする。ただし、当該物品が同一の用途に係るものであり、かつ、同一の顕著な識別性を有していることを条件とし、各出願に認められる変形の数は、最大 20 を限度とする（産業財産法第 104 条）。

意匠は、その物品及びその変形物（あれば）が、当該分野の専門家が複製できるように、明確且つ十分に表示されていなければならない（産業財産法第 104 条補項）。

2.3.6. 委任状

INPI における手続きは、出願人若しくはその代理人がすることができる（産業財産法第 216 条）。代理人に関しては、ポルトガル語で記載された委任状の原本又は認証された副本を提示しなければならない。ただし、授権者の署名に関し、領事認証／(公的機関の)認証は求められていない（産業財産法第 216 条第 1 項）。委任状は、通知又は命令の有無にかかわらず、当該出願に関して出願人が最初の手続きをとった日から起算して 60 日以内に INPI に提出されるものとする。提出しなかった場合には、当該意匠登録出願の却下が確定する（産業財産法第 216 条第 2 項）。

INPI は、出願人が当該出願の期限及び手続経過に対応する能力を有していない場合で、とりわけ複数の出願が存在する場合には、代理人を選任することを推奨している。規範決定（AN）第 141/98 号は、INPI 職員により構成される委員会及びブラジル産業財産権代理人協会（ABAPI）による適切な審査を経て INPI に登録されている個人又は法人のみが、第三者の代理人となることができると定めている。

(https://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/pasta_perguntas/index_html#m12)

個人又は法人が外国に住所を有する場合は、INPI は、正当な資格を有しかつブラジルに住所を有する代理人を選任し維持することが求められ、かかる代理人は、召喚状の受領を含め、裁判上又は裁判外の行為に関して当該個人又は法人を代理する権限を有する者でなければならない（産業財産法第 217 条）。この要件は、外国に住所を有する個人又は法人の私的な行為に対しても適用される（AN 161/2002, 9.1.1.1.）。委任状が提出されない場合、INPI は、その登録が失効した後を含め、いつでもその提出を求めることができる。かかる提出は 60 日以内にされるものとし（AN 161/2002, 9.1.1.2.）、提出されない場合には、特許出願の却下が確定する（AN 161/2002, 9.1.1.3.）。

2.3.7. 出願の法的効果

INPI に対して意匠登録出願を行うことにより、出願人には意匠登録を受けるという期待が発生し、これは意匠権の設定登録があったときに確定的となる。これに基づき、出願人は登録により付与される権利を行使することができる。出願人が、願書のクレームに記載された物品と同一の物品を製造している者により行われた不正競争行為を原因とする損害を被っている場合、当該出願人は、かかる競争相手に連絡をとり、当該不正競争行為が引き続き行われる場合には、当該意匠の登録証明書が交付されることを条件として、損失及び損害の賠償請求訴訟を提起する可能性がある旨を通知することができる。賠償額の起算日は意匠権の設定登録日とすることができる。

(INPI ウェブサイト: https://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/pasta_perguntas/index_html#m12)

2.4. 特許出願の処理及び審査

出願の受理とは、INPI が方式要件の予備審査の次に行う行為であり、INPI が出願を受領して通し番号を付す行為として定義されている。（AN 161/2002, 5）。

2.4.1 予備審査の省略

上記にもある通り、INPI は、新規性及び独創性の審査を行わないで意匠登録する。（http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/pasta_exam）

このことは、同一の知的財産権が複数の者に対して付与される可能性があること、従って、同一の工業意匠について複数の意匠創作者に対し設定登録がされる場合があることを意味する。

このような複数の登録意匠権者が合意に達しない場合には、その独占的实施権を確保するために、いずれの権利者も、INPI に登録対象の審査を請求することができる（産業財産法第 111 条）。かかる審査は、意匠登録の存続期間内は、いつでも請求することができる。当該請求に応じて、かかる意匠の新規性及び独創性に関する技術的意見が示される。INPI が、実体審査を請求した者の名義で登録されている意匠が実体的登録要件を満たすと結論付けた場合、INPI はもう一方の登録を無効とするための手

続を開始する。しかしながら、INPI が実体的登録要件が満たされていないと結論付けた場合には、無効手続は、まさに実体審査の対象となった登録に対して開始される（COELHO, Fabio Ulhoa. Curso de Direito Comercial, Vol. 1, São Paulo: Saraiva, 2002, p. 166）。

2.4.2. 特許出願の公告及び登録の付与

意匠登録出願があった場合には、自動的に INPI の産業財産権公報（RPI）において公告され、これと同時に登録がなされて当該意匠に係る登録証が交付される（産業財産法第 106 条）。

2.4.3. 特許出願に係る措置

出願人が、当該意匠出願に関し非開示請求をした場合、当該出願は、出願日から 90 日以内は、取り下げることができる（産業財産法第 105 条）。特許出願がいかなる法的効力も生じることなく取り下げられた場合、当該取り下げられた特許出願の後、最初に行われる出願に優先権が付与される（産業財産法第 105 条補項）。

出願人が非開示請求をした場合、当該出願は、出願日から 180 日間秘密にされる。当該出願の処理は、当該期間が経過した後に行われる（産業財産法第 106 条第 1 項）。

2.4.4. 公式要求

出願には、その方式要件に関する予備審査の後、通し番号が付される（AN 161/2002, 5）。この後、出願番号の付された出願が、いずれかの出願要件を満たしていなかった場合、INPI は公式要求を発することができる（<http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/passopasso.html>）。出願人は、INPI の産業財産権公報（RPI）に公式要求が公示された日から起算して 60 日以内に、意匠特許出願に使用される特定の様式を用いて応答しなければならない。応答がない場合、当該出願の取下げが確定する（産業財産法第 106 条第 3 項）。

意匠登録出願の瑕疵の一つは、意匠登録出願が単一の物品に係るものでなければならないという要件の不備である（産業財産法第 104 条及び AN 161/2002, 7.1）。この場合、上記にあるように、出願人は 60 日以内に当該出願を分割しなければならない。意匠の分割出願においては、意匠登録出願に関し求められる書類のほか、それが分割出願であること及び原出願の出願番号及び出願日を記載しなければならない。さらに、必要な場合には、図面、写真、明細書及びクレームを修正して、不整合な部分又はそれぞれの出願に係る意匠と明らかに無関係な部分を削除しなければならない。

2.4.5. 拒絶査定

INPI は、道徳、慣習又は他人の名誉若しくは信頼を害する意匠、あるいは、良心、信条、信仰の自由を奪い、尊敬及び崇拝に値する思想及び感情を損なう意匠を含む意匠登録出願（産業財産法第 100 条第 1 号）、並びに、対象物品が当然に又は一般的に備えている形状あるいは技術的又は機能的観点により決定される形状に係る意匠登録出願（産業財産法第 100 条第 2 号）を拒絶しなければならない（産業財産法第 106 条第 4 項）。技術審査の結果、当該意匠の形状が物品の技術的又は機能的観点によって

決定されていると認められた場合、出願人は、かかる通知に対する応答を 60 日以内に提出しなければならない。応答をしなかった場合又は応答が拒絶された場合には、産業財産法第 106 条第 4 条に基づき、当該出願は拒絶され、拒絶査定が公告される。

2.5. 登録手続に要する期間

意匠登録出願手続の各段階におけるおおよその所要期間は以下の通りである。

- 出願から公告／登録付与までの期間：4 ヶ月
- 出願が拒絶され、それに対して異議申立てがされた場合、かかる異議申立に関する判断の所要期間は通常 1 年から 18 ヶ月である。
- 異議申立に対する決定は、通常 1 年以内に RPI に掲載される。

意匠登録にかかる期間は合計でおよそ 4 ヶ月であるが、異議申立てがされた場合には、当該異議申立に関する判断が下され、当該決定が公告されるまでに、さらに 2 年～2 年半の期間を要するものと思われる。

2.6. 手数料

INPI により課される公式手数料（リアル単位で）は以下の通りである。

サービス	手数料 1	手数料 2
意匠登録出願	200.00	80.00
非開示請求	80.00	
新規性及び独創性に関する審査の請求	300.00	
通常出願	320.00	130.00
通常の存続期間である 5 年の保護期間	640.00	
通常の存続期間中の更新	160.00	
特別の存続期間中の更新	320.00	

(Source: http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/pasta_custos)

(注) 手数料 1 とは、意匠特許に関して INPI の手続きの通常料金。手数料 2 は、個人、零細企業家、零細企業、中小企業および協同組合の料金で、通常料金より 60% の割引の料金である。

2.7. 登録の付与及び存続期間

2.7.1. 登録により与えられる保護

有効に付与された登録によって、意匠の所有者には意匠権が付与される（産業財産法第 109 条）。

2.7.2. 領域内における保護 - 属地主義

(http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/pasta_protecao)

この原則は、ブラジルが同盟国として調印したパリ条約において定められている。この原則によれば、登録意匠についてある国で与えられる保護は、当該登録を付与した国の領域内においてのみ有効であるとしている（属地主義）。

2.7.3. 意匠の所有者が有する権利

登録意匠の所有者は、その意匠登録の存続期間中は、その許諾なく第三者が製造、商品化、輸入、使用、販売その他の登録意匠に関連する行為を行うことを排除し阻止することを決定する権利を有する（産業財産法第 42 条及び第 109 条補項）。

上記にあるとおり、創作者は、当該意匠を独自に考案した者又はその考案及び開発に参加した者であり、すなわち、当該発明の知的創作者である。その一方、意匠権者とは、当該意匠の所有権者であって、その名義において登録が付与され、当該登録に係る財産的権利を有する者である。

2.7.4. 譲渡

譲渡を登録するためには、譲受人により、関連する譲渡証書の提出とあわせて、譲渡の登録請求がされなければならない（附属書 9）（http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/pasta_titularidade/direito.html）。産業財産法第 121 条によれば、産業財産法第 58 条から第 60 条に定める発明特許の譲渡に適用される規定は、適用可能な範囲内において、登録意匠の譲渡に適用される。

2.7.5. 権利に対する制限

意匠の登録により付与された権利の濫用を防止するために、産業財産法は、意匠権に関する規定において、登録所有者に与えられた権利に対する一定の制限を定めた（産業財産法第 109 条及び同条補項）。そのような制限としては、以下のものが挙げられる。(i) 第三者が、事業に関連しない行為に関して複製、使用又は販売の目的で、登録された意匠を使用することを禁ずる権利を制限すること。但し、かかる行為が意匠所有者の経済的利益を損なわないことを条件とする（産業財産法第 43 条第 1 号）。(ii) 科学的もしくは技術的研究又は調査に関連して行われる実験（産業財産法第 43 条第 2 号）。(iii) 意匠出願の出願日前又は優先日前に、ブラジルにおいて発明を実施していた善意の当事者が、無償で、且つ従前と同じ方法及び条件で、特許を実施する権利を引き続き有すること（産業財産法第 110 条）。

かかる権利は、特許の実施と直接の関連性を有する事業若しくは会社又はその一部と共にする場合にのみ、販売又はリースにより移転することができる（産業財産法第 110 条第 1 号）。当該権利は、産業財産法第 96 条第 3 項に定める開示方法により、事前に特許を知得していた者には付与されない。ただし、出願が、開示から 6 ヶ月以内に行われることを条件とする（産業財産法第 110 条第 2 項）。

意匠登録によって保護されるのは、その物品の外観デザインのみであり、その機能ではない。

（http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/pasta_protecao）

意匠登録証には、意匠の識別番号及び名称、創作者の名称、国籍及び居所、存続期間、図面、外国における優先権に関する情報、また該当する場合には、明細書及びクレームを含むものとする（産業財産法第 107 条）。

2.7.6. 存続期間及びその延長

意匠登録の存続期間は、出願日から起算して 10 年とし、5 年を単位として連続する 3 回の期間延長をすることができる（産業財産法第 108 条）。

意匠登録の存続期間の延長は、登録の存続期間の最終年度中に、延長手数料の納付証明書を添付して、正式なフォームを用いて申請しなければならない（産業財産法第 108 条第 1 項）。当該登録意匠の所有者は、かかる登録が失効する前にその延長を申請しなかった場合には、追加手数料を納付し、その後の 180 日以内に、かかる申請をすることができる（産業財産法第 108 条第 2 項）。

2.7.7. 従業者又は役務提供者による創作

(https://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/pasta_titularidade/empregado.html)

従業者としての業務過程で又は役務提供契約に基づいて発明又は考案された特許及び実用新案に関する主要な事項は、産業財産法第 88 条から第 93 条により規制される。また、独立した（雇用関係のない）労働者もしくは見習い労働者と雇用企業との間の関係及び発注者と下請業者の関係に関しては、産業財産法第 92 条の適用の拡大により規制される。産業財産法第 121 条は、前記の規定は、適用可能な場合には、意匠にも適用されると定めている。

a) 使用者の独占的権利

創作明が、業務から導き出されたもの、すなわちその創作的活動または創作が従業者の業務の性質上予定されている場合又はこれに由来する場合には、かかる創作は使用者に独占的に帰属する（産業財産法第 88 条）。よって、別段の定めがある場合を除き、意匠の考案に関連する業務に対する報酬は、給与に限定される（産業財産法第 88 条補項）。

b) 従業者の独占的権利

創作が従業者に独占的に帰属するとみなされるためには、かかる創作が雇用契約又は役務提供契約の範囲外で、かつ使用者の資源、資産、資料、原料、施設又は器具を使用せずに開発されたことを要する（産業財産法第 90 条）。

c) 共有

従業者の個人的な貢献と、使用者の資源、資料、資産、原料、施設又は器具の使用の両方に由来する創作は、契約に別段の定めがある場合を除き、使用者及び従業者により均等な割合で共有されるものとする（産業財産法第 91 条）。

d) 意匠を考案する目的で雇用された従業者への報酬

産業財産法は、創作者が、意匠特許の実施により生じる利益に対する持分を得られることを定めている。使用者が連邦、州及び地方の直接又は間接的な支配下にある行政機関である場合、当該機関は、報奨金として、（当該創作者に）特許の申請及び登録により得られた利益の一部を分配する義務を負う（産業財産法第 93 条補項）。その他の場合、利益に対する持分の付与は使用者が任意的に行うものであり（産業財産法第 89 条）、かかる持分は従業者への給与には組み込まれない（産業財産法第 89 条補項）。

2.7.8. 登録の消滅

（意匠）登録は、次の場合に消滅する（産業財産法第 119 条）。（i）存続期間が満了した場合、（ii）（登録の）所有者が、第三者の権利を損なうことなく、登録を放棄した場合、（iii）手数料が納付されなかった場合、（iv）海外に住所を有する出願人又は所有者が、召喚状の受領を含め、裁判上又は裁判外の行為に関して当該個人又は法人を代理する権限を有するブラジルに住所を有する代理人を選任しなかった場合（産業財産法第 217 条）。

2.8. 登録の無効

産業財産法によれば、同法に違反して付与された登録は無効である（産業財産法第 112 条）。無効が宣言された場合、登録の無効はその出願日に遡って効力を生じる（産業財産法第 112 条第 1 項）。

意匠に係る所有権の設定登録する権利を創作者に保証する規定である第 94 条の違反があった場合、創作者は、産業財産法の規定に従い、選択的に、登録の裁定を請求することができる（産業財産法第 112 条第 2 項）。

2.8.1. 行政審査手続による登録の無効

意匠登録が付与された後、損害を受けたとする第三者は、行政審査手続を通してかかる登録の取消を請求することができる。

http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/pasta_recursos

a) INPI による行政審査の請求

INPI もまた、第 95 条から第 98 条に定める要件の少なくとも一つが満たされていないと認めるときには、技術的見解書を発行し、登録無効手続を開始することができる（産業財産法第 111 条補項）。かかる行政審査が請求されるケースとしては、次の場合が挙げられる。（i）産業財産法に違反して登録が付与された場合（産業財産法第 112 条）、（ii）所有者としての資格がない場合（産業財産法第 6 条）、（iii）新規性がない場合（産業財産法第 7 条及び第 96 条）、（iv）意匠としての要件を充たさないものが登録された場合（産業財産法第 95 条）、（v）独創性がない場合（産業財産法第 97 条）、（vi）意匠が純粋な芸術的性質しか有しない場合（産業財産法第 98 条）。

http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/pasta_recursos

2.8.2. 行政上の無効手続

産業財産法第 94 条から第 98 条の規定に違反して登録が付与された場合には、INPI は当該登録の無効を宣言する（産業財産法 113 条）。登録無効手続は、INPI の職権により、若しくは正当な利害を有する者の請求により、登録の付与から 5 年以内に、開始することができる。但し、実体的要件に対する見解書（登録の存続期間中いつでも請求できるとされている）で、当該登録が第 95 条から第 98 条に定める登録付与の要件の少なくとも一つを欠くと結論付けられているものが、INPI により提出されている場合を除く。（産業財産法第 113 条第 1 項）。

行政上の無効手続の請求又は職権によるその開始は、その提出又は公告が登録付与日から 60 日以内に行われた場合には、登録付与の効力を停止させるものとする（産業財産法第 113 条第 2 項）。つまり、無効の主張に関して決定が下されるまでは、登録付与の効力は停止される。

（登録の）所有者に対しては、意見書を提出すべき旨の通知の公告があったから 60 日間以内に意見書を提出するよう通知する（産業財産法第 114 条）。当該期間が経過した後は、所有者から意見書の提出があった否かにかかわらず、INPI はその見解書を発行し、所有者及び請求者に対して 60 日間以内にその意見書を提出すべき旨を通知する（産業財産法第 115 条）。前記期間以内に意見書の提出があったか否かにかかわらず、INPI 長官はその事案の判断を下し、行政段階での手続を終結させる（産業財産法第 116 条）。登録が消滅した場合であっても、行政上の無効手続は追行される（産業財産法第 117 条）。

2.8.3. 無効請求

意匠登録の無効の宣言を請求する手続は、発明特許に適用される手続と同様である（産業財産法第 118 条）。INPI 又は正当な利害を有する者は、当該特許の存続期間中は、いつでも、無効請求（の訴え）を提起することができ（産業財産法第 56 条）、また、いつでも、当該登録の無効を抗弁として申し立てることができる（産業財産法第 56 条第 1 項）。この場合、裁判官は、手続要件が満たされていることを条件に、登録の効力の停止を決定することができる（産業財産法第 56 条第 2 項）。意匠登録の無効請求は連邦裁判所に対して提起しなければならない。INPI がかかる請求の原告でない場合には、INPI は当該訴訟において利害関係人として参加しなければならない（産業財産法第 57 条）。

2.9. 審判請求

産業財産法において確定したもので審判請求ができないものと定められている場合を除き、INPI による決定に対しては審判請求をすることができる。審判請求の申立ては 60 日以内にされるものとし（産業財産法第 212 条）、かかる審判請求に関する判断は、INPI 長官により下される（産業財産法第 212 条第 3 項）。

当該決定が意匠登録出願の拒絶であった場合、かかる決定に対する審判請求は、INPI の産業財産権公報（RPI）において拒絶査定が公告された日から 60 日以内に申し立てることができる。利害関係人に対しては、かかる審判請求に対する意見書を、審判請求の申立てに関する情報の公告から 60 日以内に、提出すべきことを通知する（産

業財産法第 213 条)。当該意見書は、正式なフォームを用いて提出されなければならない。拒絶査定に対する審判請求に関する決定があった場合には、行政段階での手続は終結する (http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/pasta_recursos)。

審判請求に関する決定は、INPI による手続においては最終的なものであり、これに対する異議申立をすることはできない。但し、かかる異議申立ては、司法裁判所に対してはすることができる。

2.10. 5 年間の保護手数料

前記にも述べた通り、意匠登録は、(5 年間の保護手数料の納付により) 当初存続期間として 10 年間有効であり、所有者の請求により、5 年間を単位とする連続する 3 回の延長申請をすることができる。

登録出願は、最初の 5 年間の保護期間に関するものとみなされ、次の 5 年間の保護期間については、意匠出願・登録に関連するオンライン上の手続を通して手数料を納付しなければならない。

登録所有者は、2 回目の 5 年間の保護期間においては、当該意匠についての登録の権利を維持するために 5 年間の保護期間に対する手数料を納付しなければならない(産業財産法第 120 条)。また、かかる納付は、当該登録の存続期間中の第 5 年目中(産業財産法第 120 条第 1 項)、又は、当該期限の経過後 6 ヶ月(いわゆる特別期限内)に、追加手数料を納付してしなければならない(産業財産法第 120 条第 2 項)。納付を証する書面は、納付証明書の原本又はその他の納付証明書で INPI により承認されたものを INPI の受付に提出し又は受領証付の書留郵便で郵送する方法により、各納付期限内に提出しなければならない。“AR” (AN 161/2002 8.3.2., 8.3.2.1 and 8.3.3. AR は、INPI が支払い証明となる書類を受領したことの証明である。AR は Acknowledgement Receipt とのこと)。後に続く 5 年間の保護期間に関する手数料の納付は、存続期間の延長とともにしなければならない。

延長された存続期間の終了に際し、更に 5 年間の延長を希望する登録所有者は、オンライン上の手続を通して延長を請求し、延長手数料の納付証明書を作成しなければならない (INPI ウェブサイトより)。

2.11. INPI の産業財産権公報 (RPI) における公告及び INPI のウェブ上での開示

2.11.1. 産業財産権公報 (RPI)

RPI は INPI の公報であり、当該公報にはブラジルの産業財産権制度に関してとられた INPI の措置、命令及び決定がすべて公告されている。

RPI は週に 1 回の頻度で発行されており、INPI のウェブサイト上で閲覧することもできる (<http://www.inpi.gov.br/menu-superior/revistas>)。2005 年 3 月 29 日以前に発行された RPI は INPI の本庁にある図書館で閲覧することができる。

意匠登録出願に関しては、登録査定若しくは拒絶査定又は最終的却下であるかにかかわらず、その出願に対する最終的な決定が下された際に公告される（AN 161/2002 12.1.）。

産業財産法に定める INPI からの命令に対する応答期限は、当該命令が RPI において公告された時点から起算される。但し、その期間の起算日が別途明確に定められている場合を除く。

2.11.2. 意匠特許データベースの閲覧

下記のリンクから、INPI の有する意匠データベースを閲覧することが可能である。しかしながら、かかるデータベースに含まれている情報は法的効力をもたず、期間（期限）の起算に関しては RPI における公告のみが有効であることに注意する必要がある。

<http://pesquisa.inpi.gov.br/MarcaPatente/jsp/servimg/servimg.jsp?BasePesquisa=Desenhos>

2.11.3. 自ら行う端末による検索

（情報の）閲覧は、INPI の本庁及びサンパウロにある事務所に設置されている端末を通して行うこともできる。この端末はメインコンピューターに接続されており、出願の経過に関する最新の情報が提供されている。

Filing Receipt Authentication (22)

DI nr. (21)

APPLICATION FOR REGISTRATION OF DESIGN PATENT (DI)

To the National Institute of Industrial Property (INPI):

The applicant requests the grant of registration of design patent, as specified below:

1. Applicant:

1.1 Name

1.2 Nationality:

1.3 Job Title:

1.4 CPF/CNPJ (if any)

1.5 Address:

District:

City:

State:

CEP:

Country:

1.6 Phone nr.:

Fax:

E-mail:

Continued in attached sheet

2. Title of Registration

2.1 Title:

2.2 Split Application: DI _____

Continued in attached sheet

3. Field of Application

Continued in attached sheet

4. Priority Claim

Country or Organization of origin	Application Number (transcribe precisely the number stated in the priority)	Filing Date

Continued in attached sheet

5. Secrecy of Application

5. Secrecy claimed under Paragraph 1 of Article 106 of the LPI? Yes No

6. Inventor (s)

6.1 Requests non-disclosure of inventor(s) name(s) under Paragraph 4, Article 6 of the LPI?

(see procedure set out in section 1.1 of Regulation AN 161/2002) Yes No

6.2 Name

6.3 Nationality:

6.4 Job Title:

6.5 CPF/CNPJ (if any)

6.6 Address:

District:

City:

State:

CEP:

Country:

6.7 Phone nr.:

Fax:

E-mail:

Continued in attached sheet

7. Statement required under section 3.2 of Regulation AN 161/02 (free translation of ownership)

Continued in attached sheet

8. Statement of non-prejudicial prior disclosure (Paragraph 3, Article 96 of the LPI – Grace Period)

Continued in attached sheet

9. Representative/Patent Attorney/Agent

4.1 Name

4.2 Patent Agent (API) or Brazilian Bar (OAB) enrollment number:

4.3 CPF/CNPJ:

4.4 Address:

District:

City:

State:

CEP:

Country:

4.5 Phone nr.:

Fax:

E-mail:

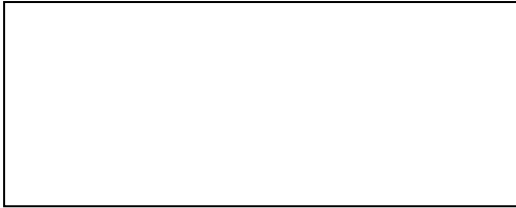
10. Documents attached (tic box and indicate total number of pages contained in one copy of the document)

Submits herewith:		Nr. of Pages
<input type="checkbox"/>	Filing fee payment slip <input type="checkbox"/> individual <input type="checkbox"/> legal entity	
<input type="checkbox"/>	Power of Attorney	
<input type="checkbox"/>	Priority Document	
<input type="checkbox"/>	Patent Description	
<input type="checkbox"/>	Claims	
<input type="checkbox"/>	Black & White Drawings or Photographs	
<input type="checkbox"/>	Colored Drawings or Photographs	
<input type="checkbox"/>	Others (specify)	
Total number of pages of attachments		

11. I hereby represent, subject to the penalties established in the law, that the foregoing information is complete and true.

Place & Date

Signature & Seal
(attorney, agent or applicant)



Filing Receipt Authentication (22)

APPLICATION FORM – ASSIGNMENT / Change of Name(s) or Address(es)

To the National Institute of Industrial Property:

The applicant requests recordal of the following assignment or change of name/address:

1. Interested Party

1.1 Name
 1.2 Nationality: 1.3 Job Title:
 1.4 CPF/CNPJ (if any)
 1.5 Address: District:
 City: State: CEP: Country:
 1.6 Phone Nr.:
 Fax:
 E-mail: Continued in attached sheet

2. Requests recordal of:

2.1 Assignment of owner 2.2 Change of name 2.3 Change of Address

3. Title of Patent:

Continued in attached sheet

4. Reference:

4.1 Patent Application
 4.2 Patent or Registration 4.3 Number 4.4 Date:

5. Assignor

5.1 Name
 5.2 Nationality: 5.3 Job Title:
 5.4 CPF/CNPJ (if any)
 5.5 Address: District:
 City: State: CEP: Country:
 5.6 Phone nr.:
 Fax:
 E-mail: Continued in attached sheet

6. Representative/Patent Attorney/Agent

6.1 Name
 6.2 Patent Agent (API) or Brazilian Bar (OAB) enrollment nr.:
 6.3 CPF/CNPJ:
 6.4 Address: District:
 City: State: CEP: Country:
 6.5 Phone nr.:
 Fax:
 E-mail: Continued in attached sheet

7. Documents attached (tic box and indicate total number of pages contained in one copy of the document)

Submits herewith:		Nr. of Pages
<input type="checkbox"/>	7.1 Filing Fee Payment Slip	
<input type="checkbox"/>	7.2 Document attesting Change of Name/Address	
<input type="checkbox"/>	7.3 Design Patent Registration Certificate	
<input type="checkbox"/>	7.4 Power of Attorney	
<input type="checkbox"/>	7.5 Deed of Assignment and/or Transfer of Ownership	
<input type="checkbox"/>	7.6 Articles of Incorporation	
<input type="checkbox"/>	7.7 Others (specify)	
	7.8 Total number of pages of attachments	

8. I hereby represent, subject to the penalties established in the law, that the foregoing information is complete and true.

Place & Date

Signature & Seal

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル ブラジル編

[著者]

Ana Saito da Costa

Karina Hata

Mário Massanori Iwamizu

LAUTENSCHLEGER, ROMEIRO e IWAMIZU Advogados

[発行]

日本貿易振興機構 在外企業支援・知的財産部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2011年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2011年1月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。